

広報

ニセコ

No. 146

ニセコ町役場総務課



町の人口

男 2,553人
女 2,745人
計 5,298人
世帯数... 1,375世帯
(49年2月末現在)

春の陽ざしをいっぱい受けて

長かつた冬も過ぎ、春が訪れてきました。

ここ、ニセコ高等学校の温室は昨年、当地域の農業振興対策として、冬期間における植物の肥培管理実習を目的に建設されました。

現在は、草花のカラソコエー、ブリムラ、シクラメン、サイネリヤ、シンビジユームなど咲きほこり、また野菜育苗などが春の出番を待つておられます。

昭和49年 4月号

いせつに保存を あとでお役に立ちます。

い町づくりのために、この豊かな生活を実現するためには、まず、住民の意識改革が必要です。そのためには、文化、教育、スポーツなどの施設整備が不可欠です。

また、産業活性化も重要な柱です。地域資源を活かした農業生産や、観光業の発展など、多角的な産業構造を目指します。

さらに、環境問題に対する取り組みも重要です。森林保護や水質保全など、自然環境の維持・改善に努めます。

以上が、私たちの行政執行方針です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

二、社会福祉の推進

老人福祉

高齢者に対する支援強化

介護施設整備

医療費助成

介護保険制度

高齢者施設整備

介護保険制度

(4)

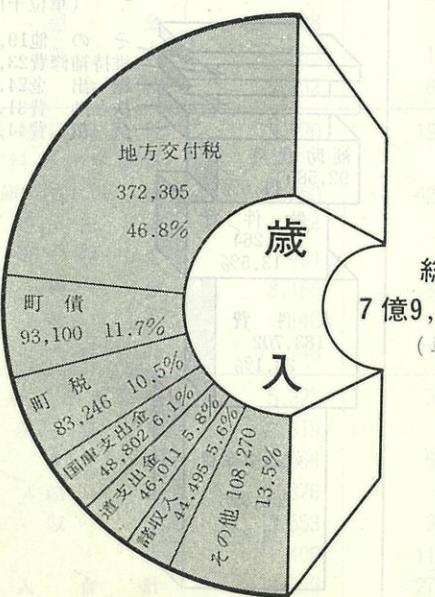
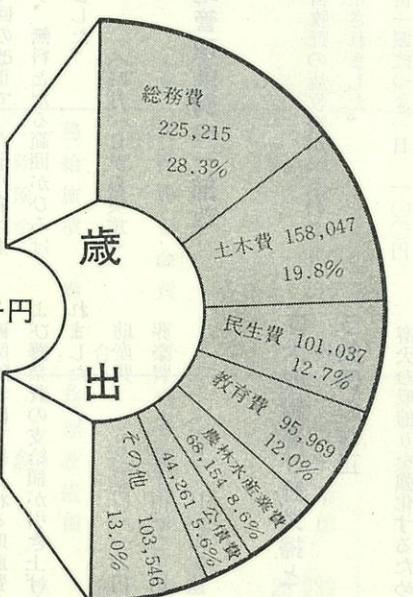
行政執行方針

備、經營の合理化、施設の近代化等、物的課題と營農意欲の増進、後継者対策の精神的面の対策推進のため町としては、限りある財政力と農家の負担力を考慮しながら、国及び道の諸制度を導入するとともに、町独自の事業及び奨励策を積極的に実行することによって軒並みの歩進めようとするふのであります。

嘗に万全を期したいと考えております。
以上、農業振興策の概略を申し上げましたが、今後の諸般の状勢を見つめながら、さらに振興策を検討し、慎重に対処して参りたいと存じます。この際とくに申し上げたいのは、農業施策を推進するにあたつて農家各位の自覚と協力を農協をはじめ各関係団体の絶大なるご協力を切にお願いする次第であります。

本年労働省所管の「勤労者いこいの村」の建設地として決定されるよう道、國に強く要請をしております。また、先般北海道觀光連盟に依頼したニセコ觀光診断について近く作成が完了すると思いますがこれに伴いニセコ町の觀光施策の方について再検討いたしたいと考えております。

文
言
卷
下



ことしの主な事業

まつ制度的事業としては、農業構造改善事業の一環として前年ににつづき、畜産団地の造成（豚舎）事業、農地造成改良事業を計画しました。さらに、単独事業としては、てん菜紙筒栽培、水田転作でん菜栽培、農業資金借入れの利子補給、家畜自主防疫対策、乳牛導入、心土破碎、小規模土地改良等に助成を計上し、また、豚購入資金、肉牛仔牛の購入の貸付金を予算化しております。

また、農業後継者対策については、結婚相談所の強化、農業学園研修の援助、四Hクラブに対する助成等を考慮しております。

なお、牧野事業、またはトレーンチャードによる土地改良事業とうは農家から期待されるところが大きく、本年もさらに一層充実して運

商工業振興のため商工会ならびにニセコバス会社に対する助成を前年より引上げてその対策を講じとして中小企業振興融資預託貸付を従来どおり行なつております。

昭和四十九年三月定例町議会に
一戸教育長より、教育行政方針についてつぎのように説明がありました。
教育行政の推進にあたりましては、町理事者、町議会ならびに教育関係機関団体等の深いご理解とご協力をいただきまして教育環境も順次改善されつつありますことは、まことに感謝いたします。
謝にたえないところであります。
本年度も引続
き諸般の施策を行ないたいと存じますが、現下の深刻な物価高は教育行政にも厳しく影響することを考慮、最少の経費で最大の効果をあげるよう努力いたしたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

昭和49年度 各会計予算の内訳

| | |
|---------|--------------------------------|
| 一 般 会 計 | 7億9,622万9千円 |
| 特 別 会 計 | 有線放送電話事業 国民健康保険事業 簡易水道事業 |
| | 974万7千円 |
| | 1億2,256万3千円 |
| | 1,464万6千円 |
| 合 計 | 9億4,318万5千円 |

造成事業の継続等多くの施策があ
り、特に教育施策については私も
非常な熱意をもつて対応しており
ますが、教育長より詳細に説明が
あるものと存じ、ここでは省略さ
せていただきましたので、ご諒察
願いたいと存じます。ともあれ広
汎にわたり、町政を推進するにあ
たって、限りある町の財政力では
住民のすべての方々が満足できる
理想に到達するには、なお相当の
才月を要するものと存じますが、
私はニセコ町基本構想の理念に基
づき、ハートフル・ナチュラルなま

れるよう一層の努力を果す所存であります。
なお、特別会計のうち国保会計について、療養給付費の異常な増高のため、その対策に苦慮いたしました。予算を繰出しすることにいたしておりますので、この点ご理解を願いたいと存じます。

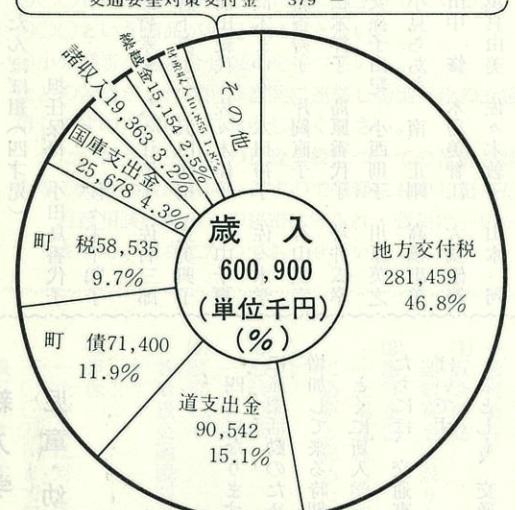
各会計決算認定される

昭和47年度

昭和47年度一般会計決算額

歳入 600,900,501 円
歳出 571,642,789 円
翌年度繰越額 29,257,712 円

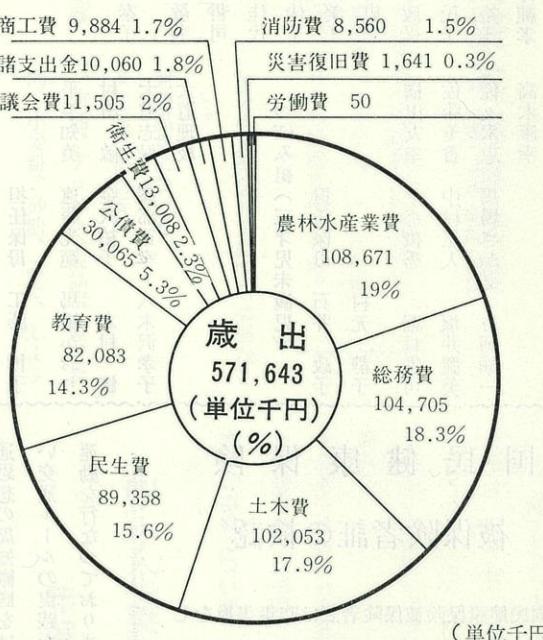
その他内訳
使用料、手数料 8,740 1.5%
地方譲与税 8,108 1.4%
自動車取得交付金 8,034 1.3%
分担金及び負担金 2,653 0.5%
交通安全対策交付金 379 -



各特別会計決算額

| 会計別 | 歳入 | | 歳出 | | | |
|----------|----------|--------|--------|-------|--------|--------|
| | 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 |
| 有線放送電話事業 | 使用料及び手数料 | 4,587 | 4,655 | 総務費 | 3,770 | 3,689 |
| | 分担金及び負担金 | 169 | 88 | 管理費 | 1,775 | 1,627 |
| | 財産収入 | 37 | 39 | 公債費 | 3,368 | 3,346 |
| | 繰入金 | 3,008 | 2,841 | 予備費 | 19 | - |
| | 繰越収入 | 138 | 138 | 歳出合計 | 8,932 | 8,662 |
| | 諸歳入 | 993 | 1,000 | | | |
| | 合計 | 8,932 | 8,761 | | | |
| 国民健康保険事業 | 国民健康保険税 | 19,220 | 19,692 | 総務費 | 4,301 | 3,978 |
| | 使用料及び手数料 | 4 | 5 | 保健施設費 | 63,285 | 62,603 |
| | 国庫支出金 | 43,250 | 42,350 | 基盤整備費 | 2,701 | 2,167 |
| | 道支産 | 564 | 565 | 積立金 | 410 | 410 |
| | 財産収入 | 404 | 410 | 予備費 | 817 | 814 |
| | 繰越収入 | 8,166 | 8,167 | 合計 | 234 | - |
| | 入金 | 140 | 424 | | | |
| | 合計 | 71,748 | 71,613 | | | |
| 簡易水道事業 | 使用料及び手数料 | 5,325 | 5,298 | 総務費 | 2,764 | 2,721 |
| | 財産収入 | 319 | 323 | 管理費 | 3,468 | 3,250 |
| | 繰入金 | 7,266 | 6,563 | 改良費 | 18,354 | 18,044 |
| | 繰越収入 | 376 | 376 | 償債費 | 3,643 | 3,459 |
| | 入債 | 3,553 | 3,680 | 合計 | 10 | |
| | 合計 | 11,400 | 11,400 | | | |
| | | 28,239 | 27,640 | | | |

昭和48年12月18日開催の第10回定例町議会に提出された、昭和47年度ニセコ町各会計の決算は、決算審査特別委員会に附託され、検討がすすめられていましたが、このほど町議会で原案どおり認定されましたので、そのあらましをお知らせいたします。



ニセコ町蘭越町学校組合分担金 二七〇万円
小学校
中学校
校舎營繕工事 一一七万円
校具、教材備品 一四三万二千円
教材備品産業教育備品
準要保護児童就学扶助 七六万七千円
高等学校
校具、教材備品 一一四万七千円
農機具実習室新設工事 四五〇万円
産業教育設備等備品 六〇万円
体育協会補助 六〇万円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
準要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円

校舎營繕工事 三七六万六千円
校具、教材備品購入 二一七万円
教材備品理科教育備品
農機具実習室新設工事 一一〇万九千円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円
昭和四十六年に「老人医療費の助成に関する条例」が制定され、満七十歳以上の老人の医療費を全額町で助成することにいたしましたが、今回の条例改正で、その年令が六十八歳に引き下げられました。
（四月一日から実施）

一般会計歳出性質別予算の内訳
(単位千円)

| | |
|----------|---------------|
| その他維持扶助費 | 他19,560 2.3% |
| その他修繕費 | 23,548 3.0% |
| その他金 | 24,952 3.1% |
| その他費 | 31,457 4.0% |
| その他助公扶助費 | 44,241 5.6% |
| 補助費等 | 92,580 11.6% |
| 物件費 | 107,264 13.5% |
| 人件費 | 183,702 23.1% |
| 建設事業費 | 268,925 33.8% |

町立国民保養センター「ふよう莊」の入湯料について、以前までは満七十歳以上の方が無料でした
が、今回の中改定で、六十八歳以上になり、無料となる範囲がひろげられました。
（四月一日から実施）

被保険者に支給される助産費および葬祭費の支給額が引き上げられました。
（四月一日から実施）

畜犬取締及び野犬掃とう条例の改正
この条例の全部を改定いたしました。（詳細について10ページに掲載）

ニセコ町蘭越町学校組合分担金 二七〇万円
小学校
中学校
校舎營繕工事 一一七万円
校具、教材備品 一四三万二千円
教材備品産業教育備品
準要保護児童就学扶助 七六万七千円
高等学校
校具、教材備品 一一四万七千円
農機具実習室新設工事 四五〇万円
産業教育設備等備品 六〇万円
体育協会補助 六〇万円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円

校舎營繕工事 三七六万六千円
校具、教材備品購入 二一七万円
教材備品理科教育備品
農機具実習室新設工事 一一〇万九千円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円
昭和四十六年に「老人医療費の助成に関する条例」が制定され、満七十歳以上の老人の医療費を全額町で助成することにいたしましたが、今回の条例改正で、その年令が六十八歳に引き下げられました。
（四月一日から実施）

一般会計歳出性質別予算の内訳
(単位千円)

| | |
|----------|---------------|
| その他維持扶助費 | 他19,560 2.3% |
| その他修繕費 | 23,548 3.0% |
| その他金 | 24,952 3.1% |
| その他費 | 31,457 4.0% |
| その他助公扶助費 | 44,241 5.6% |
| 補助費等 | 92,580 11.6% |
| 物件費 | 107,264 13.5% |
| 人件費 | 183,702 23.1% |
| 建設事業費 | 268,925 33.8% |

ニセコ町蘭越町学校組合分担金 二七〇万円
小学校
中学校
校舎營繕工事 一一七万円
校具、教材備品 一四三万二千円
教材備品産業教育備品
準要保護児童就学扶助 七六万七千円
高等学校
校具、教材備品 一一四万七千円
農機具実習室新設工事 四五〇万円
産業教育設備等備品 六〇万円
体育協会補助 六〇万円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円

校舎營繕工事 三七六万六千円
校具、教材備品購入 二一七万円
教材備品理科教育備品
農機具実習室新設工事 一一〇万九千円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円
昭和四十六年に「老人医療費の助成に関する条例」が制定され、満七十歳以上の老人の医療費を全額町で助成することにいたしましたが、今回の条例改正で、その年令が六十八歳に引き下げられました。
（四月一日から実施）

一般会計歳出性質別予算の内訳
(単位千円)

| | |
|----------|---------------|
| その他維持扶助費 | 他19,560 2.3% |
| その他修繕費 | 23,548 3.0% |
| その他金 | 24,952 3.1% |
| その他費 | 31,457 4.0% |
| その他助公扶助費 | 44,241 5.6% |
| 補助費等 | 92,580 11.6% |
| 物件費 | 107,264 13.5% |
| 人件費 | 183,702 23.1% |
| 建設事業費 | 268,925 33.8% |

ニセコ町蘭越町学校組合分担金 二七〇万円
小学校
中学校
校舎營繕工事 一一七万円
校具、教材備品 一四三万二千円
教材備品産業教育備品
準要保護児童就学扶助 七六万七千円
高等学校
校具、教材備品 一一四万七千円
農機具実習室新設工事 四五〇万円
産業教育設備等備品 六〇万円
体育協会補助 六〇万円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円

校舎營繕工事 三七六万六千円
校具、教材備品購入 二一七万円
教材備品理科教育備品
農機具実習室新設工事 一一〇万九千円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円
昭和四十六年に「老人医療費の助成に関する条例」が制定され、満七十歳以上の老人の医療費を全額町で助成することにいたしましたが、今回の条例改正で、その年令が六十八歳に引き下げられました。
（四月一日から実施）

一般会計歳出性質別予算の内訳
(単位千円)

| | |
|----------|---------------|
| その他維持扶助費 | 他19,560 2.3% |
| その他修繕費 | 23,548 3.0% |
| その他金 | 24,952 3.1% |
| その他費 | 31,457 4.0% |
| その他助公扶助費 | 44,241 5.6% |
| 補助費等 | 92,580 11.6% |
| 物件費 | 107,264 13.5% |
| 人件費 | 183,702 23.1% |
| 建設事業費 | 268,925 33.8% |

ニセコ町蘭越町学校組合分担金 二七〇万円
小学校
中学校
校舎營繕工事 一一七万円
校具、教材備品 一四三万二千円
教材備品産業教育備品
準要保護児童就学扶助 七六万七千円
高等学校
校具、教材備品 一一四万七千円
農機具実習室新設工事 四五〇万円
産業教育設備等備品 六〇万円
体育協会補助 六〇万円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円

校舎營繕工事 三七六万六千円
校具、教材備品購入 二一七万円
教材備品理科教育備品
農機具実習室新設工事 一一〇万九千円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円
昭和四十六年に「老人医療費の助成に関する条例」が制定され、満七十歳以上の老人の医療費を全額町で助成することにいたしましたが、今回の条例改正で、その年令が六十八歳に引き下げられました。
（四月一日から実施）

一般会計歳出性質別予算の内訳
(単位千円)

| | |
|----------|---------------|
| その他維持扶助費 | 他19,560 2.3% |
| その他修繕費 | 23,548 3.0% |
| その他金 | 24,952 3.1% |
| その他費 | 31,457 4.0% |
| その他助公扶助費 | 44,241 5.6% |
| 補助費等 | 92,580 11.6% |
| 物件費 | 107,264 13.5% |
| 人件費 | 183,702 23.1% |
| 建設事業費 | 268,925 33.8% |

ニセコ町蘭越町学校組合分担金 二七〇万円
小学校
中学校
校舎營繕工事 一一七万円
校具、教材備品 一四三万二千円
教材備品産業教育備品
準要保護児童就学扶助 七六万七千円
高等学校
校具、教材備品 一一四万七千円
農機具実習室新設工事 四五〇万円
産業教育設備等備品 六〇万円
体育協会補助 六〇万円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円

校舎營繕工事 三七六万六千円
校具、教材備品購入 二一七万円
教材備品理科教育備品
農機具実習室新設工事 一一〇万九千円
生徒通学費負担金 三五六万五千円
准要保護生徒就学扶助 一一〇万五千円
昭和四十六年に「老人医療費の助成に関する条例」が制定され、満七十歳以上の老人の医療費を全額町で助成することにいたしましたが、今回の条例改正で、その年令が六十八歳に引き下げられました。
（四月一日から実施）

一般会計歳出性質別予算の内訳
(単位千円)

| | |
|----------|--------------|
| その他維持扶助費 | 他19,560 2.3% |
| その他修繕費 | 23,548 3.0% |
| その他金</td | |

